北広島市介護保険 福祉用具貸与について

■ 利用方法

福祉用具の利用は、原則「貸与」となりますが、再利用に心理的抵抗感が伴うもの、使用により形態・品質が変化するものなど、性質上貸与に向かない福祉用具の品目は、「購入」により利用することができます。利用者の心身の状況や生活環境に合わせた福祉用具を選択するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）や福祉用具専門相談員に相談しましょう。

■ 対象品目と対象者

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。
レンタル費用の１割、２割、または３割が自己負担となります。

○ … 利用できる
× … 原則として利用できない
△ … 尿のみを吸引するものは利用できる

品目／対象者	要支援１・２ 要介護１	要介護２・３	要介護４・５
・手すり　・スロープ ・歩行器　・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす（付属品も含む） ・特殊寝台（付属品も含む） ・床ずれ防止用具 ・体位変換機 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○

■ 福祉用具貸与の例外給付

上表の×または△となっている方に対して、利用者の介護認定調査時の心身状態や、医師の所見、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント等により、必要と認められた場合は、例外的に福祉用具貸与が可能です。
例外給付が必要な場合は、市への届け出等が必要となりますので、担当ケアマネジャーへご相談ください。

【お問い合わせ】北広島市保健福祉部高齢者支援課〈給付担当〉
電話 011-372-3311（内線 2163・2165）